

笠岡市立市民病院 訪問リハビリテーション
(訪問リハビリテーション ・ 介護予防訪問リハビリテーション)

重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条及び第 83 条の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	笠岡市立市民病院
代 表 者 氏 名	笠岡市病院事業管理者 谷本 安
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5 6 2 8 番地の 1 電話 (0865) 63-2191 Fax (0865) 63-5844 (代表)
法人設立年月日	昭和 27 年 4 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	笠岡市立市民病院 訪問リハビリテーション
介 護 保 険 指 定 事 業 所 番 号	3 3 1 8 9 0 0 3 2 5
事 業 所 所 在 地	〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5 6 2 8 番地の 1 1F リハビリテーション科
連 絡 先 相 談 担 当 者 氏 名	電話 (0865) 63-2191 Fax (0865) 63-5844 リハビリテーション科 横田 陽子
事業所の通常の 事業の実施地域	笠岡市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者という。」）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と連携を図る。
-----------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	月～金曜日は、午前9時00分から午後5時00分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金曜日 (ただし、国民の休日・12月29日～1月3日は休み)
サービス提供時間	9時～17時

(5) 事業所の職員体制

管理者	(職名) リハビリテーション科 (氏名) 田中 芳幸
-----	----------------------------

職	職務内容	人員数
医師	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画の作成に係る診療を行います。	1名(常勤)
理学療法士・作業療法士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。 6 リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、適切なサービスを提供します。	理学療法士 (常勤) 1名以上 作業療法士 (常勤) 1名以上 言語聴覚士 (常勤) 1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
指定訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止事項

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適用する場合）について （要介護1～5の場合）

区分		利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	基本報酬 (1回20分以上) 40分実施の場合は2回分が必要、 1週に6回が限度	1回につき 3,080円	1回につき 308円

（要支援1～2の場合）

区分		利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	基本報酬 (1回20分以上) 40分実施の場合は2回分が必要、 1週に6回が限度	1回につき 2,980円	1回につき 298円

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
リハビリマネジメント加算（イ）	1,800円	180円	1月当たり
医師の診察&説明ありの場合	2,700円	270円	1月当たり
サービス提供体制強化加算（I）	60円	6円	1回当たり
#1 短期集中リハビリテーション実施加算	2,000円	200円	1日当たり
#2 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,400円	240円	1日当たり
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1回のみ

#1 短期集中リハビリテーション実施加算については、利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日又は法第 19 条第 2 項に規定する要介護認定の効力が生じた日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的に訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算されます。

#2 認知症短期集中リハビリテーション実施加算については、認知症と医師が診断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、その退院（所）日から 3 ヶ月以内の期間に集中的に訪問リハビリテーションを行った場合に認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、一日につき 240 単位を所定単位数に加算されます。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	無料での対応とする。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル料は請求しませんが、事前に笠岡市立市民病院リハビリテーション科まで、連絡をお願いします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合） その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（手渡し・郵送等）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合） その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 （医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 6 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 15 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名（氏名）横田 陽子 イ 連絡先電話番号（0865）63-2191 同ファックス番号 （0865）63-5844 ウ 受付日及び受付時間 平日（月～金）9～17時
---	--

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- （1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- （3）医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- （4）サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理学療法士 横田 陽子
-------------	-------------

- （2）成年後見制度の利用を支援します。
- （3）苦情解決体制を整備しています。
- （4）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 事故発生への対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	自治体病院共済会
保険番号	3300600（笠岡市立市民病院）
保険名	病院賠償責任保険（70C）
補償の概要	医療行為にもとづく事故、医療施設の使用管理上の事故および給食等による事故、人格侵害に関する補償

11 身分証携行義務

指定訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

14 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、サービスを提供した日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【 事 業 者 の 窓 口 】	笠岡市立市民病院 所 在 地 岡山県笠岡市笠岡 5 6 2 8 番地の 1 電話番号 (0865) 63-2191 ファックス番号 (0865) 63-5844 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)
【 笠 岡 市 の 窓 口 】	笠岡市健康福祉部健康推進課 所在地 岡山県笠岡市中央町 1 - 1 電話番号 (0865) 69-2101 ファックス番号 (0865) 69-2182 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)
【備中県民局健康福祉課の窓口】	所 在 地 岡山県倉敷市羽島 1 0 8 3 電話番号 (086)-434-7000 受付時間 9:00～17:15 (土日祝休み)
【 公 的 団 体 の 窓 口 】 岡山県国民健康保険団体連合会	所 在 地 岡山県岡山市北区桑田町 1 7 - 5 電話番号 (086)-223-8811 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条及び第 91 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5 6 2 8 番地の 1		
	法人名	笠岡市立市民病院		
	代表者名	笠岡市病院事業管理者	谷本 安	印
	事業所名	笠岡市立市民病院 訪問リハビリテーション		
	説明者名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	